

○岡山県警察所属長章及び副署長等章取扱要領の制定について（通達）

（平成 23 年 9 月 6 日岡装第 222 号警察本部長例規）

各部長

首席監察官

各統括官

各所属長

このたび、所属長並びに副署長（事務担当を除く。）、副隊長及び副校長（以下「副署長等」という。）の職制の責任を明確にするとともに、職責の自覚と士気の高揚を促進するため、新たに岡山県警察所属長章及び副署長等章取扱要領を制定し、平成 23 年 9 月 15 日から施行することとしたので、取扱いに誤りのないようにされたい。

別添

岡山県警察所属長章及び副署長等章取扱要領

1 趣旨

この規程は、岡山県警察官の被服支給及び装備品貸与に関する規程（平成 7 年岡山県警察訓令第 7 号。以下「規程」という。）第 5 条第 3 項の規定により所属長及び副署長等が貸与を受ける所属長章及び副署長等章（以下「所属長等章」という。）の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所属長等章の規格

所属長等章の規格は、別図第 1 のとおりとする。

3 所属長等章の着用

- (1) 所属長等章を着用する者は、制服を着用するときには、所属長等章を着用するものとする。
- (2) 所属長等章の着用位置は、別図第 2 のとおりとする。

4 所属長等章の引継ぎ

- (1) 所属長及び副署長等（以下「所属長等」という。）は、人事異動によりその職を離れるときは、所属長等章を後任者に引き継がなければならない。ただし、後任者に直接引き継ぐことができないときは、その上位の職にある者が引継ぎを受けた後、後任者に引き継ぐこととする。
- (2) 所属長等は、(1)により所属長等章の引継ぎを行うときは、所属長等章引継台帳（様式第 1 号）により、その引継ぎ等の状況を明らかにしなければならない。

5 所属長等章の取扱い

- (1) 所属長等は、所属長等章の取扱いを慎重にし、紛失、盗難等の事故を起こさないように留意しなければならない。
- (2) 所属長等は、所属長等章を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

6 所属長等章の紛失等の場合における措置

所属長等は、所属長等章を紛失し、又は毀損したときは、直ちに理由を付してその旨を警務部装備課長(以下「装備課長」という。)を経由して警察本部長に報告しなければならない。

7 所属長等章の再貸与の申請

(1) 所属長等は、次に掲げる場合は、所属長等章の再貸与を申請しなければならない。

ア 所属長等章の紛失、盗難等の事故があった場合

イ 所属長等章を毀損し、又は汚損した場合

ウ その他所属長等章の再貸与の必要が生じた場合

(2) (1)の規定による申請は、規程第8条第1項に規定する給貸与品等支給(交換貸与、交付、修理)申請書により行うものとする。

(3) (1)のイの規定による申請をするときは、当該毀損し、又は汚損した所属長等章を添付しなければならない。

8 所属長等章の返納

(1) 紛失、盗難等の事故により、所属長等章の再貸与を受けた者は、当該紛失、盗難等に係る所属長等章を発見し、又は回復したときは、その所属長等章を返納しなければならない。

(2) (1)の規定による返納は、規程第9条に規定する給貸与品等返納書により行うものとする。

9 所属長等章の貸与状況

装備課長は、所属長等章貸与台帳(様式第2号)を備え、常に所属長等章の貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

10 文書の保存

文書の保存は、次の表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
所属長等章引継台帳	作成した所属	長期
所属長等章貸与台帳	装備課	長期

別図第1

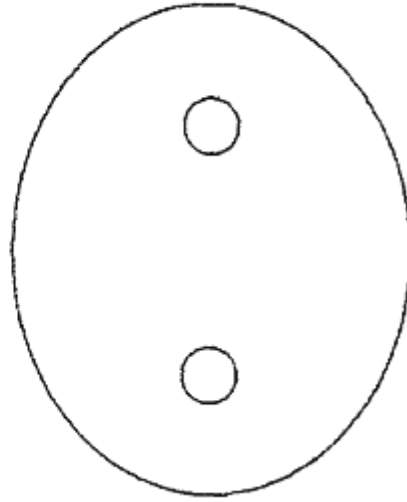
所属長等章の規格

1 形式

(表 面)



(裏 面)

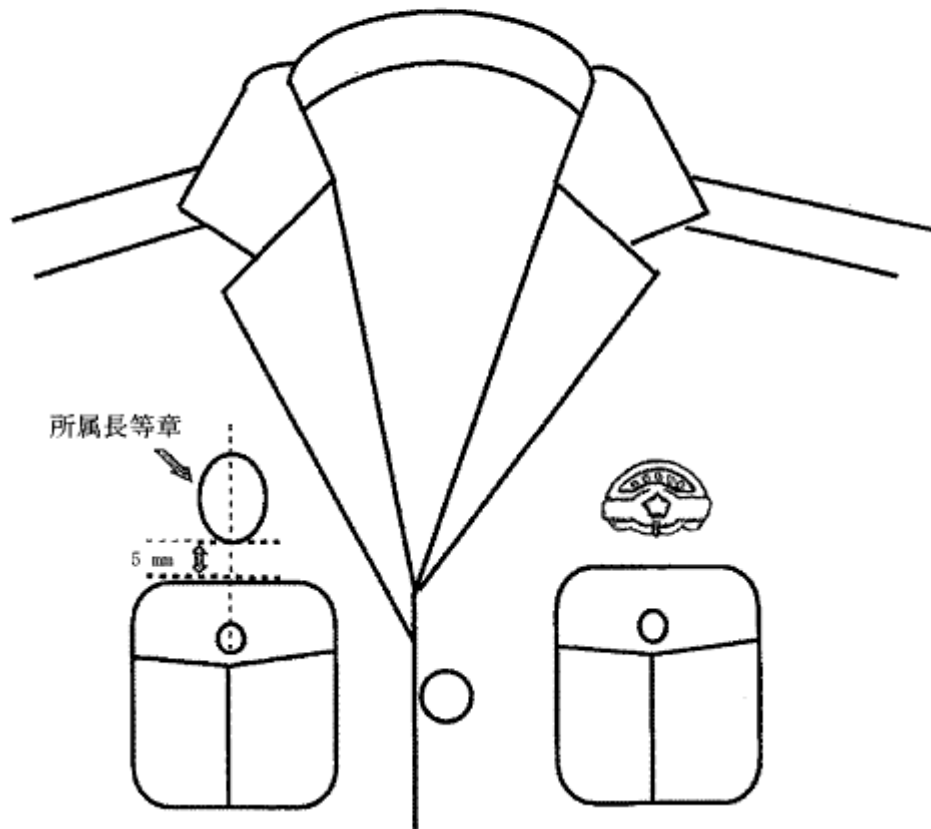


2 制式

区分		所属長章	副署長等章
寸法	縦	35mm	35mm
	横	28mm	28mm
表面		金メッキ	ニッケルメッキ
止め金具	針止め金具	針止め金具	針止め金具

別図第 2

着 用 位 置



(注) 右胸ポケット上蓋の縫い目の中央からおおむね 5 ミリメートル上部に、所属長等章の下端の中央部が位置するように着用する。